

第4編 災害応急対策計画 (震災対策)

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

第1章 応急活動計画

第1節 市の活動体制

下記の項目以外、第3編第1章第1節「市の活動体制」を準用する。

第1項 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合。
- (2) 市内で震度5弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生するおそれがある場合。
- (3) 山口県日本海沿岸に大津波警報が発表され、広地域に相当な災害が発生し、又は災害が予想されるとき。

第2項 休日・夜間発災時の本部機能の確保

大規模地震（震度5弱以上）等の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、あらかじめ指定した職員をもって「緊急初動対策班」を編成し、初期における活動体制の確保を図る。

1 緊急初動対策班

- (1) 15分以内（徒歩、自転車及びバイク）に出勤できる者で、防災危機管理課長よりあらかじめ指名された職員をもって編成する。
- (2) 班員は、発災後直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行、本部機能の確保に努める。

2 配備体制の確保

職員防災体制マニュアルに定めた参集体制を徹底するとともに、職員参集訓練等の実施により意識の高揚を図る。

3 24時間体制の確保

時間外については宿日直員の連絡により対応しているが、携帯電話等の通信システムの整備充実を進める必要がある。また、消防本部との連携・連絡強化を図る中で、24時間配備体制についても検討を進める。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第3編第1章第2節「指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制」を準用する。

第3節 支援活動体制

第3編第1章第3節「支援活動体制」を準用する。

第2項 関係機関による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措 置 内 容			
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	<p>1 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分程度)を目標に大津波警報、津波警報・津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。</p> <p>※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震</p> <p>この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。</p> <p>このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。</p>			
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m 5m<予想高さ≤10m		
		5m 3m<予想高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m 1m<予想高さ≤3m		高い 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。

津波 注意 報	予想される 津波の高さ が高いところ で 0.2m 以上、1 m 以下の場合 であって、 津波による 災害のおそ れがある場 合	1 m 0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	(表記しない)	海の中では人は速 い流れに巻き込ま れ、また、養殖い かだが流失し小型 船舶が転覆する。 海の中にいる人は ただちに海から上 がって、海岸から 離れる。
---------------	--	--------------------------	---------	--

*大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

イ 津波警報・注意報と避難のポイント

震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

[資料編] 4-2-3 …津波警報・津波注意報の通知形式

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値* (第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ) を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値) または「推定中」(沿岸での推定値) の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値*)の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値も数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

*沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(5) 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 5 弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</p>

[資料編] 4-2-6 ……気象庁震度階級関連解説表

(6) 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
<p>地震解説資料（速報版）</p> <p>※ホームページでの発表をしていない。</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。） 	<p>地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p>
地震解説資料（詳細版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p>
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月初旬） 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>

2 津波予報区の範囲

予 報 区	沿 岸 市 町
山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町
山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町

市

1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

(1) 地震・津波の重要な情報等について、県、警察署（駐在所）、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

(2) 住民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。

(3) 漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地など行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。

2 近海地震、津波に対する自衛措置

(1) 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて沿岸部の市長は、直ちに、次の措置を講じる。

ア 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう指示する。

イ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

(2) 市に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定期間（1時間以上）聴取する。

責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。

報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市長は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

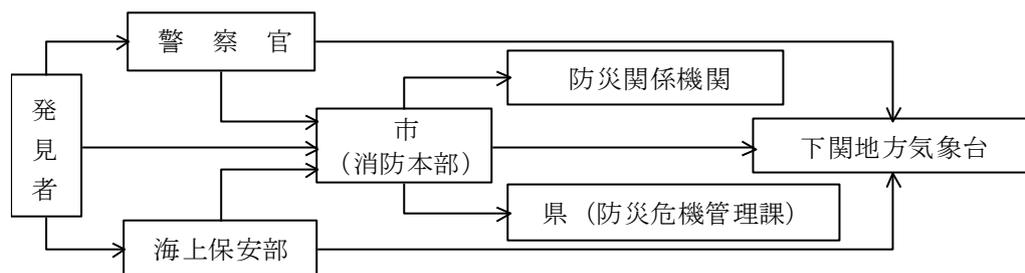
(3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない市長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市長は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講ずるものとする。

(4) 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記（1）に掲げる措置を速やかに実施するものとする。

3 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。

(1) 通報系統図



(2) 通報を要する異常現象

異常潮位	天文潮から著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等
その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象

(3) 通報項目

ア 現象名 イ 発生場所 ウ 発見日時分 エ その他参考となる情報

4 一般的な災害原因に関する情報の通報

地象等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知する措置を講ずるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。

5 県からの津波警報等の受信取扱い

県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系により F A X で送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。

県

1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取扱いを行うものとする。

2 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度 4 以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。

3 重要な情報の伝達

地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。

通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。

4 関係機関等における津波予報の受信様式

市及び消防本部については、防災行政無線地上系又は衛星系により F A X 送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。また、県出先機関については、地上系により F A X 送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。

警察本部

1 異常現象の通報

警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。

消防本部	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、県、警察署（交番等）、市関係部局から通報を受けたときは、直ちに住民への周知を図る。</p> <p>2 近地地震津波に対する情報の伝達 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。</p> <p>3 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市関係部局、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。</p>
海上保安部	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、管区气象台（福岡、大阪）等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。</p> <p>[資料編]4-2-9 …津波注意報・警報標識</p>
西日本電信電話株式会社	<p>1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、福岡管区气象台から伝達された警報をFAXにより関係市町に連絡する。</p> <p>2 警報の取扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。</p>
報道機関	本章第4節「災害時の放送」に記述
その他の防災関係機関	气象台、県、警察、市町、海上保安部等から通報を受けた地震・津波の重要な情報等については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第2節 災害情報収集・伝達計画

下記の項目以外、第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

1 防災関係機関等の措置

地震災害発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区分	内 容
市	<p>1 災害情報収集体制の確立 大規模地震発生時には、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。 このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関して、防災計画及び職員防災マニュアルに綿密・具体的に定めておくものとする。 (1) 情報収集及び報告責任者を部別に定める。 (2) 市職員のみでは不足する場合も考えられるので、自主防災組織、関係機関等の協力確保体制を確立しておく。 (3) 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等。</p> <p>2 収集する情報 収集する情報は、おおむね次のとおりであるが、発災当初においては、人命救助、消火活動に必要な情報（建物倒壊、出火、道路橋梁等の損壊状況、負傷者発生状況等）を収集する。</p>

要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

なお、各種応急対策に必要な情報及び法令等に基づき必要とされる情報については、関係機関からの報告によるほか、適時適切に情報収集を行うものとする。

(1) 主な収集事項は、次のとおりとする。

- ア 初期における火災発生状況
- イ 要救護情報及び医療活動情報
- ウ 避難の必要の有無及び状況
- エ 避難道路及び橋梁の被災状況
- オ その他防災活動上必要な事項

3 被害調査要領

市は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。

- (1) 発災初期には、全部を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執るものであること。
- (2) 消防団、自主防災組織等の応援を求めて実施する。特に、発災初期の状況は、消防団員及び住民組織等を通じて、直ちに市に通報がなされるようにしておく。
- (3) 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定するものであること。
- (4) 被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- (5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとるものとする。

[資料編] 3-2-13① …被害程度の認定基準

4 被災状況等の報告

市内に地震、津波が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報するものとする。

なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告すること。（災対法第53条）

(1) 報告の要領…………… 被害程度の認定基準

ア 報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行うものとする。

第1段階	発生速報(被害の概況)	・発生の都度 ・原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
第2段階	被害速報	・被害状況調査の進展にともない、順次報告する。
第3段階	確定報告	・当該災害に係る応急措置完了後20日以内

[資料編] 3-2-13① …被害程度の認定基準

イ 報告は最終報告を除き、原則として防災行政無線（地上系・衛星系）によるものとする。

なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行うものとする。

[資料編] 3-2-13② …被害状況等報告様式（市町→県）

5 直接即報

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、市内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

回線別	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537
防災無線 (衛星系)	電話 FAX	選択番号-048-500-90-49013 選択番号-048-500-90-49033
		03-5253-7777 03-5253-7553
		回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036
<p>6 各種被害報告</p> <p>(1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。</p> <p>(2) 救助法に基づく報告 救助法に基づく報告については、第8章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。</p> <p>(3) 119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。</p>		
消防本部	震災時においては、消防本部は震災に関する情報を収集するとともに、市対策本部と緊密な連携のもと必要な情報を収集するものとする。	
消防団	震災時においては、消防団は震災に関する情報を収集するとともに、市対策本部及び各支所、出張所と緊密な連携のもと必要な情報を収集・通報するものとする。 被災初期の情報収集は、次による。 ・各部隊の所轄区域の被害状況について情報収集 ・自主防災組織との連携を図り、消防車及び徒歩による情報収集	
その他の 防災関係 機関	<p>1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置、震災に対してとろうとする措置、その他必要事項について、速やかに市、県及び必要と認める関係機関等に通報伝達するものとする。</p> <p>2 被害報告等 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」によるものとする。 [資料編] 3-2-14① …被害報告処理一覧</p>	

第3節 通信運用計画

第3編第2章第3節「通信運用計画」を準用する。

第4節 災害時の放送

第3編第2章第4節「災害時の放送」を準用する。

第5節 広報計画

下記の項目以外、第3編第2章第5節「広報計画」を準用する。

第1項 広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努

めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、概ね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

(1) 発災直後

- ア 津波・余震に関する情報
- イ 災害発生状況
- ウ 避難の指示等
- エ 地域住民がとるべき措置
- オ 避難所・医療救護所設置情報
- カ 避難路情報
- キ 交通規制状況（陸上・海上）
- ク 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
- ケ その他必要事項

(2) 応急対策着手後（順次実施）

- ア 道路情報
- イ 公共交通機関の状況
- ウ 給食・給水実施状況
- エ 医療・救護実施状況
- オ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況
- カ 生活必需品等供給状況
- キ 応急対策実施の状況
- ク 安否情報
- ケ 河川・港湾・橋梁等土木施設状況
- コ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
- サ その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

2 広報実施機関

実施機関	担当部局	備 考
県	総合企画部	広報公聴班
市	総務対策部	広報担当
防災機関	広報主管部	

第3章 救助・救急、医療等活動計画

第1節 救助・救急計画

第3編第4章第1節「救助・救急計画」を準用する。

第2節 医療等活動計画

第3編第4章第2節「医療等活動計画」を準用する。

第4章 避難計画

第1節 避難指示

下記の項目以外、第3編第5章第1節「避難指示等」を準用する。

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	とるべき措置
市長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法第60条第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告(窓口防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれがある場合	同上	立退き又は緊急安全確保措置の指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は市長に通知(市長は知事に報告)
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	立退き又は緊急安全確保措置の指示 船舶の進行、停止、指定場所への移動乗組員、旅客等の下船、下船の禁止その他、必要な措置	同上

自衛官	自衛隊法 第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について 必要な措置 (警察官がその 場にはいない 場合に限り災 害派遣を命ぜ られた部隊の 自衛官に限 る)	警察官職 務執行法 第4条の 規定の準 用
知事 (その命 を受けた 県職員)	地すべり 防止法第 25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めら れるとき	必要と認め る区域内の 居住者	立退くべきこ とを指示	その区域 を管轄す る警察署 長に報告
知事 (その命を 受けた県 職員) 水防管理 者	水防法 第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危 険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上 (水防管 理者によ る場合の み)

2 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、あらかじめ市長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、市防災計画に定める。

一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。

- (1) 地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され避難を要すると判断されるとき。
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (3) 建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき。
- (4) ダム等の決壊、降雨により、河川が警戒水域を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき。
- (5) 津波警報等が発せられ、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき。
- (7) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
- (8) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき。
- (9) 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
- (10) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき。

避難の指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

なお、市は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

3 避難指示等の伝達

避難指示等の発令は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難指示等の発令を行った市長等は、速やかに、その内容をケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達には、特に配慮するものとする。

- (2) 避難指示等の伝達に当たっては、市単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。
 - (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、関係機関等による各戸への直接伝達であることから、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。
- 4 避難指示等の解除
避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2節 避難所の設置運営

第3編第5章第2節「避難所の設置運営」を準用する。

第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

第3編第6章「消防防災ヘリコプターによる災害応急対策」を準用する。

第6章 応援要請計画

第3編第7章「応援要請計画」を準用する。

第7章 緊急輸送計画

第3編第8章「緊急輸送計画」を準用する。

第 8 章 災害救助法の適用計画

第 3 編第 9 章「災害救助法の適用計画」を準用する。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第3編第10章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。

第10章 保健衛生計画

第3編第11章「保健衛生計画」を準用する。

第11章 応急住宅計画

第1節 応急仮設住宅等の供与

第3編第12章第1節「応急仮設住宅等の供与」を準用する。

第2節 被災住宅の応急修理

第3編第12章第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第3節 公営住宅の応急修理

第3編第12章第3節「公営住宅の応急修理」を準用する。

第4節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守るうえで重要であることから、残存する被災建築物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

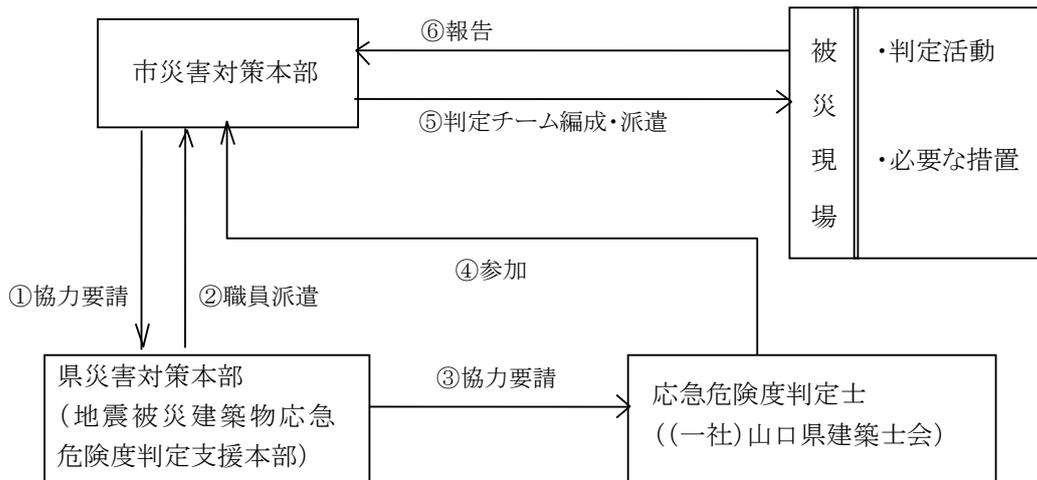
第1項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、被災市町は被災建物及び被災宅地の安全性を早急に確認することが必要となる。このため県は、当該市町が実施する危険度の判定を支援するための応急危険度判定体制を確立する。

第2項 被災建築物応急危険度判定の実施

- 1 市は、判定実施マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、被災市町災害対策本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア（判定士）に参加協力を求める。

被災建築物応急危険度判定活動体系図



第3項 被災宅地危険度判定の実施

- 1 市は、判定実施マニュアルに基づき、被災宅地危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の支援を要請する。
- 2 県は、被災した市町から判定士等の支援の要請を受けたときは、必要に応じて他の市町に対し、判定士の派遣等を要請する。

第12章 水防、消防、危険物等対策計画

第1節 水防活動計画

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、県及び水防管理者（市長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講ずることになる。

本節では、県地域防災計画の内から震災時において県、水防管理者（市長）がとる応急対策について、必要な事項を定める。

第1項 水防活動体制の確立

1 水防活動体制

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は気象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、第3編第13章「水防計画」に定める体制に準じる体制により、事態を処理する。

2 職員の配備体制及び所掌事務

水防計画に定める職員の配備体制及び所掌事務を参考として掲げる。

(1) 第1警戒体制（情報班体制）

ア 体制の時期

- (ア) 長門区域に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。
- (イ) その他状況により知事が命じたとき。

イ 配備課所と業務内容

第1警戒体制（情報班体制）では、特に関係のある防災危機管理課等職員のみで配備し、次の業務を行う。

配備課所	業務内容
防災危機管理課 状況により 都市建設課 農林水産課	1 気象情報の収集 2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する 3 土木建築事務所の長から請求があった場合必要な情報を提供する。

(2) 第1警戒体制（警戒配備体制）

ア 体制の時期

- (ア) 長門区域に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表され、情報班が本体制の設置を指示したとき。
- (イ) 長門区域に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表され、長門土木建築事務所及びダム管理事務所長の必要と判断したとき。
- (ウ) 長門区域に高潮注意報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。
- (エ) その他状況により知事が命じたとき。

イ 配備課所と業務内容

第1警戒体制（警戒配備体制）における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。

配備課所	大雨				業務内容
	洪水	高潮	津波		
防災危機管理課	○	○	○	○	水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。 水防情報（所管のダムの状況を含む）の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。水防警報の発令基準に達した場合は、水防警報を発令する。
長門土木建築事務所	○	○	○	○	

(3) 第2警戒体制以上の体制

ア 体制の時期

それぞれの体制の時期は、次のとおりである。

配備体制	体制の時期の基準
第2警戒体制	(ア) 大雨、洪水、高潮、津波警報のいずれかの警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 (イ) 気象情報等の有無に関わらず、市内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。
災害対策本部体制	被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、市の全組織を災害対応が必要なとき。

イ 配備課所と業務内容

第2警戒体制以上の体制における水防関係の業務内容は下表のとおりである。

配備課所	業務内容
防災危機管理課	(ア) 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関すること。 (イ) 報道機関への水位情報・水防警報発令状況の情報提供に関すること。
都市建設課 建築住宅課	(ア) 市が管理する道路の通行規制に関すること。 (イ) 市営住宅の風水害対策に関すること。 (ウ) 資材調達、輸送、他県との連絡及び建設業者との連絡に関すること。 (エ) 土木建築事務所の相互協力、応援に関すること。 (オ) 公共土木施設（国土交通省関係）被害の調査に関すること。 (カ) 市立都市公園の風水害対策に関すること。 (キ) その他、道路整備課所管業務の水防に関すること。
上下水道局	(ア) その他、所管業務の水防に関すること。
農林水産課	(ア) 危険ため池に関すること。 (イ) 各農林事務所の相互協力、応援に関すること。 (ウ) 所管海岸保全区域の水防に関すること。 (エ) 潮位の情報収集、通報及び状況判断に関すること。 (オ) その他、所管業務の水防に関すること。

配備課所	業務内容
長門土木建築事務所	(ア) 水防警報の発令及び伝達に関すること。 (イ) 洪水予報の伝達に関すること。 (ウ) 避難判断水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 (エ) ダムの操作に関すること。 (オ) 水門、樋門、陸閘の開閉、排水機場の操作に関すること (カ) 水防資材の融通及び輸送に関すること。 (キ) 県が管理する道路の通行規制に関すること。
長門農林事務所	(ア) 危険ため池に関すること。 (イ) 農林水産省農村整備局所管海岸保全区域の水防に関すること。

第2項 水防活動

震災時における水防対策については、第3編第13章「水防計画」に準拠して必要な措置及び応急対策を講ずる。

1 実施機関

(1) 水防管理団体及び市の措置

ア 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、あらかじめ定めている水防計画又は地域防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防御体制を強化する。

イ 水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示等の発令、避難

誘導等)及び応急水防対策を講ずる。

(2) 県の措置

県は、地震、津波及び降雨等による浸水が発生し又は発生するおそれがある場合は、水防管理者等が迅速、的確な水防活動が実施できるよう「水防計画」に基づく応急体制を確立し、必要な措置を講ずる。

(3) 施設の管理者

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずる。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動等

ア 地震(震度4以上)の発生した場合

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、直ちに、施設の巡視、点検を行い、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

また、水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合

(ア) 水門・樋門等への対応

沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられることから、各施設の管理者は、速やかな対応ができるよう、建設業者等への緊急連絡体制を整えておく。

(イ) 堤防、護岸、ダム等への対応

被害の拡大、二次災害の防止のため、迅速な仮設締切等の応急措置ができるよう、各施設の管理者は、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

ウ 津波注意報・津波警報が発表された場合

津波の到達予測時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

(2) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(3) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備

(1) 市(都市建設課・農林水産課・支所農業振興・施設管理担当)は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるように必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

[資料編] 2-8-5 …水防倉庫と資機材備蓄状況一覧表

(2) 県は、自ら実施する浸水対策及び市町の要請に対応できるように必要な資器材の確保対策を、あらかじめ講じておくものとする。

第2節 消防活動計画

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。地震時の火災の様子は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的事項については、長門市地域防災計画本編第3編第20章第1節第3項に定めている。

第1項 消防活動

1 実施機関

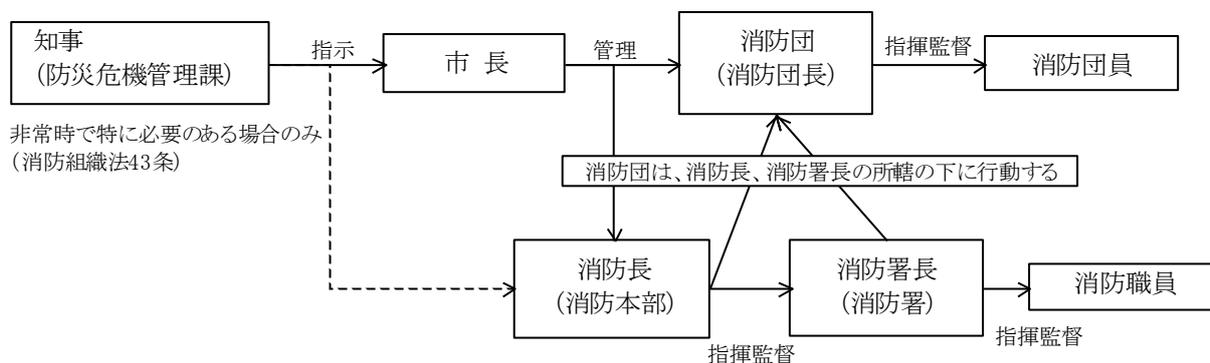
(1) 消防の実施責任は、市にある。

このため、市及び消防機関は、全機能をあげて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努めるものとする。

この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立しておくものとする。

(2) 県は、市が実施する消防活動が円滑に行われるよう、他の公共団体、国、防災関係機関との連絡調整及び市に対して必要な指示、助言を行う。

(3) 市消防機関の系統図



2 地震火災防御計画の策定

(1) 消防活動について、市（消防本部）は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「市消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防御活動計画の策定を図っていくものとする。

(2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるように努めるものとする。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、地域住民、事業所、他市町、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とするものとする。

(3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込むものであること。

3 地震火災対策の方針

(1) 市及び消防機関は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

(2) 防御活動

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火

活動その他の災害防御に当たるものとする。

- (1) 出火警戒活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助救出活動
- (4) 応急手当活動
- (5) 災害情報の収集伝達活動
- (6) 避難誘導及び指示の発令

5 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行くこととしている。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動についてはおおむねこれによるものとする。

- (1) 初期消火活動及び消火活動及びその支援
- (2) 救助救出活動及びその支援
- (3) 応急手当活動及びその支援
- (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- (5) その他避難誘導等の活動に対する支援

6 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市（消防本部）は、検討を進め整備の促進に努めるものとする。

第2項 海上災害対策

地震、津波等により沿岸及び海上等の危険物施設や船舶等から油が流出した場合又はこれに伴う火災が発生した場合及び危険物が流出した場合、人命救助、消火活動、流出油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、海上保安部は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずるものとする。

警察本部、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、海上保安部が実施する応急対策に対して協力を行うものとする。

1 被災情報の収集

- (1) 被災状況の把握
 - ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
 - イ 水路、航路標識の異常の有無
- (2) 港内の状況
 - ア 在泊船舶の状況
 - イ 船舶交通の輻輳状況
- (3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況
- (4) 港湾等における避難者の状況
- (5) 関係機関等の対応状況
- (6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。
- (7) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 応急対策活動

- (1) 人命救助
 - 巡視船（艇）、航空機又は特殊救難隊等により搜索救助活動を実施する。
 - この場合、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護に当たる。
- (2) 被災船舶に対する拡大防止措置の指導
 - ア 流出箇所等の閉鎖

- イ 船舶所有の資機材による防除活動
- ウ 積載油等の他タンクへの移送
- (3) オイルフェンスの展張
- (4) 流出油の回収等
- (5) 初期消火及び延焼拡大防止
- (6) 被災地付近の警戒及び立入制限
- (7) 応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送
- (8) 被災船舶の移動等
- (9) 被害拡大防止のため必要があるときは、船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊の動員及び海上災害防止センターへの防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対する出動要請を行う。
- (10) 船舶の交通規制
 - ア 航行の制限又は禁止
 - イ 港内在泊船舶に対する避難指示等の発令及び移動命令
 - ウ その他必要な航行管制
- (11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止又は制限
- (12) 必要に応じ、被災地付近住民等への避難指示等の発令
- (13) 海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。このため、当該施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、当該施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

実施者	措置内容
施設の所有者、管理者又は占有者	1 地震発生時の応急対策 (1) 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。 (2) 地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。 (3) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (4) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。 (5) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏えいの有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。 2 地震発生時の連絡通報及び広報活動

	<p>(1) 地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県防災危機管理課等へ通報する。</p> <p>なお、通報手段が途絶えない限り、第1報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2) 地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>
市長 (消防機関)	<p>1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等</p> <p>(1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示を行う。</p> <p>(2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。</p> <p>(3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。</p> <p>2 救急・防災活動（消防機関）</p> <p>地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。</p> <p>3 広報・警戒区域・避難指示等（市・消防機関）</p> <p>(1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。</p> <p>(2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>4 関係機関との連絡・調整等</p> <p>(1) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。</p> <p>(2) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。</p>
警察	<p>1 県及び市の消防機関と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。</p> <p>2 市長から要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。</p>
海上保安部	<p>1 巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。</p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。</p> <p>3 船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。</p> <p>4 被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講ずる。</p> <p>5 危険物等の防除作業にかかる指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。</p>

第2項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」と言う。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

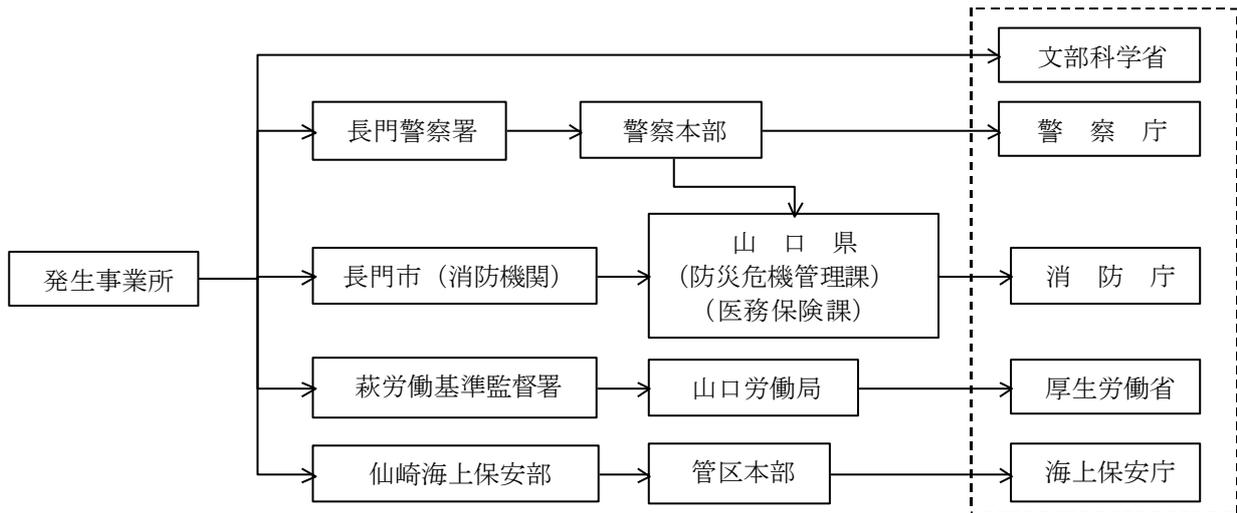
しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

実施者	措置内容
高圧ガス関係事業者	<p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1) 地震発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。</p> <p>(2) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。</p> <p>(3) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難指示等の発令等に必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、ガス漏えいの有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス保安協会等による応援を受ける。</p> <p>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動</p> <p>(1) 地震により災害が発生したときは、消防機関、警察、市、県（防災危機管理課）等へ通報する。</p> <p>なお、通信手段が途絶しない限り、第1報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2) 地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>
知事 (防災危機管理課)	<p>1 地震発生地の高圧ガス関係事業者への指示等</p> <p>(1) 高圧ガス関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。</p> <p>(2) 高圧ガス関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止、高圧ガスの廃棄の一時禁止等の緊急措置を命じる。</p> <p>2 関係機関との連絡・調整</p> <p>地震による高圧ガス関係施設に災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して、必要な対策を講じる。</p>
市長 (消防機関)	<p>1 救急・防災活動等</p> <p>地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。</p> <p>2 警戒区域・避難指示・避難命令</p> <p>高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の発令等の必要な措置を講じる。</p> <p>3 広報活動</p> <p>周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の被害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。</p>
警察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業保安官都区部	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

第3項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等の規則に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を構ずる。

1 事故等発生時の伝達系統図



2 応急対策実施機関及び措置

実施者	措置内容
施設の所有者及び管理者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等の規則に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。 (1) 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安部・署等）、警察、市等に通報する。 (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
市長 (消防機関)	(1) 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 (2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難指示等の発令を行う。 (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
知事 (防災危機管理課) (医務課)	(1) 市又は警察から事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合直ちに、国（消防庁）へ通報する。 (2) 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。 (3) 放射性物質使用病院での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 (4) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
警察	(1) 事故等の発生の通報を受けた場合、警察本部、県（防災危機管理課又は医務保険課）へ通報する。 (2) 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
海上保安部	(1) 第1項石油類等の保安対策でとる1～4の措置に準じた措置を講じる。 (2) 海上における緊急時モニタリングに関し、現地対策本部からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第13章 要配慮者支援計画

第3編第14章「要配慮者支援計画」を準用する。

第14章 ボランティア活動支援計画

第3編第15章「ボランティア活動支援計画」を準用する。

第15章 応急教育計画

第1節 文教対策

以下の項目以外、第3編第16章第1節「文教対策」を準用する。

第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会及び県（教育庁各課、学事文書課）は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取り組みを推進していく。

取組の主な視点

- ア 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- イ 大地震を想定した避難訓練の実施
- ウ 教職員に対する安全教育の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携を一層密にした安全教育指導と体制づくり
- カ 集団生活を行ううえでの基本的生活習慣の確立と自主性の涵養
- キ 災害に対する年齢相応のボランティア活動の推進
- ク 学級活動（ホームルーム活動）等において、自他の生命を尊重する態度を育成し、安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

市教育委員会及び県は、所管する学校について、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における地震防災応急対策計画の策定指導

市教育委員会及び県は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
 - (イ) 動員計画（勤務時間外における連絡、非常召集の方法）
 - (ウ) 情報活動（情報組織、情報収集、伝達、広報活動）
 - (エ) 関係機関（県、市教育委員会、警察署、消防署（団））及び保護者への連絡体制
 - (オ) 避難誘導（避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項）
 - (カ) 実験・実習中の対策
 - (キ) 火元の遮断と初期消火活動
 - (ク) 救護活動（児童生徒等、避難者）
 - (ケ) 応援活動（被災者への応援協力）
 - (コ) 児童生徒等の登下校方法及び保護者への引渡し方法
 - (サ) 避難誘導（在校時、登下校時、校外（屋内・屋外））
- イ 防災訓練の実施

校長は、災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、市及び防災関係機関等が実施する地震防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）

(ウ) 学校で行う訓練

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避 難・救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食 料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水

(イ) 破損、火災等による被害防止

区 分	該 当 施 設	点 検 確 認 事 項 等
窓 ガ ラ ス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロ ッ カ ー 類	教室・廊下・昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガ ラ ス 器 具	理科実験室・実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積による被害発生の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・調理室	元栓の開閉機能の状況、ガス管の老朽化の有無、ボンベ転倒の有無
石油・ガストープ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食 器 類	調理室	転倒、落下、破損の有無
油 類	調理室・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械・工作用具等	実習室	転倒、落下の有無
テレビ・電子黒板	教室・職員室等	落下、転倒の有無
コンピュータ (デスクトップ・ノート・タブレット含む)	コンピュータ室・教室・職員室等	落下、転倒の有無

第 2 節 学校施設等の防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、市教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、児童生徒等の生命身体の安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

第 1 項 既存建物の安全対策

1 公立学校

(1) 市立学校

県は、市に対し、老朽化による構造耐力の低下や耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて計画的に改築を実施するよう指導助言を行う。

(2) 県立学校

老朽化による構造耐力の低下や耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて計画的な改築事業を実施する。

2 私立学校

昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物について、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行うよう、各私立学校を指導していく。

3 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い補強・改築等を実施する。

第2項 危険建物等の改築

1 公立学校

(1) 市立学校

県は市に対し、老朽建物について耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築を実施するよう指導助言を行う。

(2) 県立学校

老朽建物について、耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築事業を実施する。

2 私立学校

耐震診断を積極的に促進するとともに、その結果、改築を要すると診断された場合は、各種融資制度等の積極的な活用を図ることにより、改築を行うよう各私立学校を指導していく。

第3節 災害応急活動

第3編第16章第2節「災害応急活動」を準用する。

第16章 ライフライン施設の応急復旧計画

第3編第17章「ライフライン施設の応急復旧計画」を準用する。

第17章 公共施設等の応急復旧計画

第1節 公共土木施設

第3編第18章第1節「公共土木施設」を準用する。

第2節 公共施設

以下の項目以外、第3編第18章第2節「公共施設」を準用する。

2 震災時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設整備の保全措置

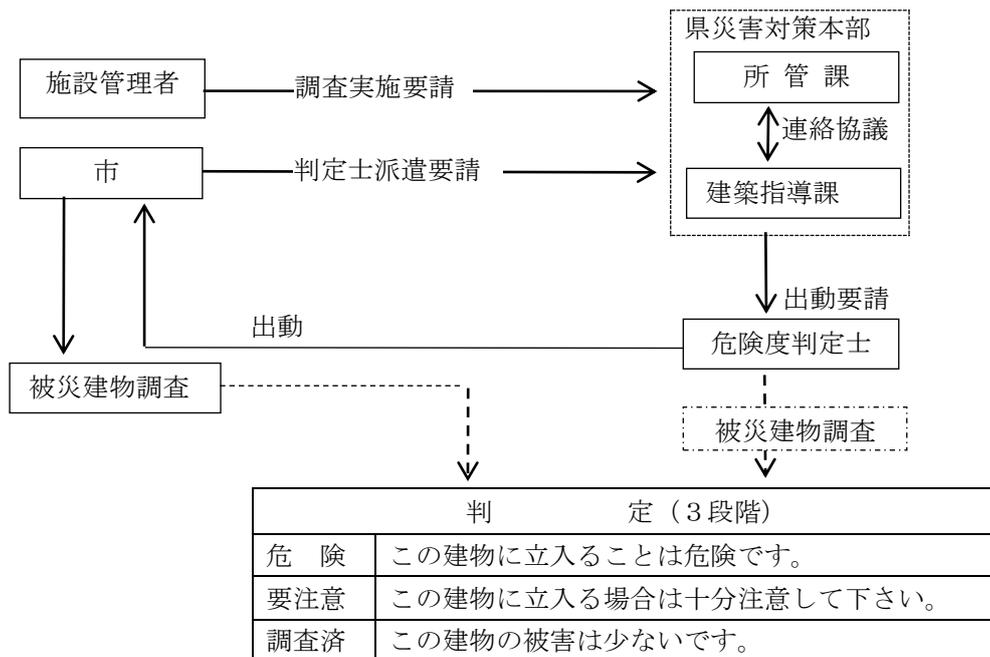
ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

(5) 二次災害防止措置

二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。



第3節 鉄道施設

以下の項目以外、第3編第18章第3節「鉄道施設」を準用する。

第2項 発災時の応急措置

地震発生と同時に、運転規制、避難誘導等の適切な応急措置を行い、乗客の安全を確保する。

発災初動時にとる措置は、概ね次のとおりである。

1 運転規制

(1) 運転規制

機 関 名	内 容
西日本旅客 鉄道株式会社	<p>地震が発生した場合の列車の運転取扱は、次による。</p> <p>ア 在来線</p> <p>(ア) 計測震度4.5以上の場合、運転する列車を停止させた後、施設、電気設備等に異常がないときは、初列車45km/h以下で運転を再開し、初列車が異常なく到達したときは、次列車以降所定速度で運転を行う。</p> <p>(イ) 計測震度4.0以上4.5未満の場合、運転する列車を一時停止させ初列車25km/h以下で運転再開し、初列車が異常なく到着したとき、かつ指定した箇所の地上巡回を行い異常のないとき、所定速度で運転を行う。その後の速度については、関係する保守区所長の判断による。</p> <p>(ウ) 列車の運転方法は、その都度決定するが、概ね次により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・う回又は折返し運転 ・臨時列車の特発 ・バス代行又は徒歩
日本貨物鉄道 株式会社	<p>ア 地震が発生した場合の列車の運転取扱は次による。</p> <p>(ア) 震度5弱以上の場合 列車の運転を中止した後、運転再開及びその速度について、線路保守区長の判断による。</p> <p>(イ) 震度4の場合 25km/h以下の徐行運転を行い、その後の速度については、線路保守区長の判断による。</p> <p>イ 列車の運転方法は、その都度旅客指令の指示に従って行う。</p>

(2) 乗務員の対応

機 関 名	乗 務 員 の 対 応
西日本旅客 鉄道株式会社 日本貨物鉄道 株式会社	<p>ア 在来線</p> <p>(ア) 運転中に地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上、陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>(ウ) 列車を停止させた後、異常を認めた場合は、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。</p> <p>但し、異常を認めない場合は、次駅まで注意して運転を行い、次駅の駅長又は駅員の指示を受ける。</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(ア) 列車の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車等の被害を最小限に止めるため、乗務員は速やかに停止の措置をとる。 ・停車位置が盛土、切取り、橋梁上、トンネル杭付近又は跨線橋の下等の場合は二次災害を受けやすいので可能な限り安全な場所に移動する。 <p>(イ) 通報連絡</p> <p>直ちに輸送指令に無線若しくは沿線電話で、停止の地点、列車及び旅客の状況運行継続の可否、線路建造物の状況、二次災害の危険性など必要事項を通報連絡する。</p>

	<p>(ウ) 放送案内</p> <p>乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、輸送指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。</p>
--	--

2 乗客の避難誘導

機 関 名	避 難 誘 導 方 法
西日本旅客鉄道株式会社	<p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>ア 駅長は、駅係員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>イ 誘導は、負傷者を優先的に誘導する。</p> <p>(2) 列車乗客の避難誘導</p> <p>ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示に従う。</p> <p>イ 列車が駅間の途中で停止した場合には、輸送指令及び近接の駅長と連絡の上、旅客を安全な場所へ誘導する。</p> <p>この場合、他の乗客等の協力を得て、負傷者等に注意し、安全に降車させる。</p>

3 応急救護活動

地震により、旅客等が被災した場合に必要な応急救護措置について定める。

機 関 名	応 急 救 護 活 動
西日本旅客鉄道株式会社	<p>(1) 被害の状況によっては、臨時救護所を開設するなどの応急体制をとるほか、医療機関、消防、警察等の救援を要請する。</p> <p>(2) 駅係員、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。</p>

第18章 広域消防応援・受援に係る計画

山口県地域防災計画 震災対策編 第3編第19章「広域消防応援・受援に係る計画」を準用する。

第 19 章 津波災害応急対策計画

第 1 節 避難指示の伝達

第 1 項 避難指示の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、市は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに「避難指示」を発令する。

- 1 強い揺れ（震度 4 程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合
※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに「避難指示」を発令する必要がある。
- 2 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第 2 項 「避難指示」の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 避難指示を発令した場合は、速やかに、その内容を防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。
この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。
- 2 津波警報等に応じて自動的に「避難指示」を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の住民等に伝達する。

第 3 項 避難指示の解除

当該津波予報区の津波警報等が解除されるまで、「避難指示」の解除は行わない。

第 2 節 住民等の避難行動

沿岸部において強い揺れ等を感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとする。

- 1 住民に対する内容
 - (1) 強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
 - (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
 - (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台等に避難する。
 - (4) 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
 - (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。
- 2 船舶に対する内容
 - (1) 津波警報等が発表されたときは次の津波対処措置基準表に応じて避難行動をとるものとする。

津波対策措置基準表

*以下の対応は、船舶に乗船している者を対象としたものである。

		船舶がとるべき措置				港外	
		港内(漁港を含む)		航行船(小型船は錨泊船も同様)			
津波警報等の種類	巨大地震の発生及び被害の状況	港内着岸船		錨泊船、浮標係留船(大型船、中型船(漁船を含む))		大型船、中型船(漁船を含む)	小型船(港内船)(フレジャーボート、小型漁船等)
		危険物積載船舶	一般船舶(荷役・作業船を含む)	小型船(フレジャーボート、小型漁船等)	大型船、中型船(漁船を含む)	大型船、中型船(漁船を含む)	小型船(港外在船)(フレジャーボート、小型漁船等)
津波	津波来襲までの時間的余裕	危険物積載船舶	一般船舶(荷役・作業船を含む)	小型船(フレジャーボート、小型漁船等)	錨泊船、浮標係留船(大型船、中型船(漁船を含む))	大型船、中型船(漁船を含む)	小型船(港内船)(フレジャーボート、小型漁船等)
注意報	1m	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 資機材の流出防止措置のうえ係留避泊又は港外退避	係留強化のうえ陸上退避	作業中止、港内避泊(場合によっては港外退避)	港外退避	操業・遊漁中止 着岸し係留強化のうえ陸上退避又は港外退避
津波警報	高い	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上退避	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上退避	陸上退避	作業中止、港内避泊	港内避泊	操業・遊漁中止 着岸し陸上退避又は港外退避
	3m	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避又は資機材の流出防止措置のうえ係留避泊	係留強化のうえ陸上退避	作業中止、港外退避	港外退避	操業・遊漁中止 着岸し係留強化のうえ陸上退避
大津波警報	巨大	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上退避	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上退避	陸上退避	作業中止、港内避泊	港内避泊	操業・遊漁中止 着岸し陸上退避又は港外退避
	5m、10m、10m超	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	係留強化のうえ陸上退避	作業中止、港外退避	港外退避	操業・遊漁中止 着岸し係留強化のうえ陸上退避
備考		事業者側で予め対応マニュアルを作成		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可			小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可

※ この基準表は、船長の判断を助けるものであり、船長は船舶、岸壁、海域等の状態を勘案し、適宜・適切な処置をとるものとする。

※ 危険物積載船舶の措置については仙崎港内のみ適用
津波来襲までの時間的余裕

有り： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)がある場合

無し： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合

大型船： タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船： 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船： 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

陸上退避： 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所(船舶の流出防止、危険物の安全措置を執る)。

港外退避： 港外の水深が深く、十分な海域、沖合いに避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊(港外にある小型船を除く。))。

港内避泊： 港内において漂泊又は錨泊し、錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。

係留避泊： 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。)

- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除までは沿岸部に近づかない。

第3節 避難誘導

【市・警察・消防・消防団・自主防災組織等】

- 1 市は津波避難計画等に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、市職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、要配慮者の避難支援等を行う。

第4節 津波災害情報等の連絡体制

【国・県・市・警察・消防・消防団・自主防災組織・防災関係機関】

- 1 市及び県、防災関係機関等は第4編第2章「災害情報の収集・伝達計画」により津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 市及び県は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、告知端末機、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（FMアクアを含む。）、Lアラート、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。